

会議録・令和6年9月5日第3回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 令和6年8月20日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 9月5日 午前9時00分 議長宣告

4. 応招議員 14名

1番 宇田 雅行

2番 中井 啓悟

3番 田邊 ひとみ

5番 新開 晶子

6番 江 京子

7番 北岡 泰

8番 辻井 成人

9番 山本 章

10番 瀬田 萌

11番 高橋 浩司

12番 綿民 和子

13番 下井 清史

14番 松本 忍

15番 奥山 幸洋

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

13名

7. 欠席議員

8番 辻井 成人

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松井 友吾

議会書記 山本 歩美 田所 和幸

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下村 由美子 副町長 高木 謙治

教育長 下村 良次 総務課長 朝倉 正浩

防災安全課長 荒木 隆伯 税務課長 西尾 仁志

まちづくり戦略課 中井 清央 斎宮跡・文化観光課長 森下 純

会計管理者（兼）会計課長	西村正樹	産業振興課長	坂口昇
建設課長	西尾直伸	上下水道課長	肥留間誠
こども課長	宮城和司	福祉総合支援課長	稲浦満
住民ほけん課長	日置加奈子	生活環境課長	丹合信隆
教育課長	青木大輔	小学校区編制推進室長	中瀬基司
監査委員	北岡信宏		

10. 会議録署名議員

5 番 新開晶子

6 番 江京子

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第45号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

日程第3 議案第46号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第47号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第48号 いつき茶屋の設置及び管理に関する条例の制定

日程第6 議案第49号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第50号 明和町道路線の認定について

日程第8 議案第51号 令和5年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第9 議案第52号 令和5年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第10 議案第53号 令和6年度明和町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第54号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第55号 令和6年度明和町介護保険特別会計補正予算（第

1 号)

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第13 | 議案第56号 | 令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第57号 | 令和6年度明和町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 認定第1号 | 令和5年度明和町一般会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第16 | 認定第2号 | 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第17 | 認定第3号 | 令和5年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第18 | 認定第4号 | 令和5年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第19 | 認定第5号 | 令和5年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第20 | 認定第6号 | 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第21 | 認定第7号 | 令和5年度明和町水道事業決算認定 |
| 日程第22 | 認定第8号 | 令和5年度明和町下水道事業決算認定 |

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回明和町議会定例会第3日目の会議を開会します。

なお、辻井議員より、所用のため本日会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

5 番 新 開 晶 子 議員

6 番 江 京 子 議員

の両名を指名いたします。

◎議案第45号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 議案第45号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました議案第45号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） それでは、議案第45号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての詳細説明を申し上げます。

資料は、議会定例会資料13－2－1、サムネイル9の新旧対照表をご覧ください。

三重県後期高齢者医療広域連合の規約変更を行う場合においては、地方自治法の規定により、関係地方自治体、地方公共団体の協議で定めるとともに、議会の議決が必要とされております。

このたびの規約改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が12月2日と定められ、現行の被保険者証はその日以降、新規発行されなくなることに伴い、規約中の別表第1の「被保険者証及び資格証明

書」という部分を「資格確認書等」に改めるものでございます。

この規約は、令和6年12月2日から施行といたします。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第45号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

ちょっと待ってください。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

(午前 9 時 05分)

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9 時 06分)

○議長（奥山 幸洋） 申し訳ございません。機械のトラブルで決裁が消えてしまいましたので、もう一度、ご面倒ですが入力いただきたいと思います。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 議案第46号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第46号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当該施設の指定管理者の選定に伴い、指定期間及び使用料を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） それでは、議案第46号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を申し上げます。

議案資料の5－1－30、サムネイル2をご覧ください。こちらは新旧対照表でございます。

今回、史跡斎宮跡地内のいつきのみや歴史体験館につきまして、令和7年度からの次期指定管理者の選定に伴い、第6条で指定管理者の指定期間を「5年」から「3年間」に、第13条3項で「材料費に相当する」を削除し、同条4項で「使用料及び材料費に相当する」を削除する改正を行うものとなります。

今回の改正により、指定管理者が自主事業で徴収する額の上限をなくし、指定管理者の自主性の向上と当該施設の活用の推進を図りたいと考えております。

なお、本条例は令和7年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第46号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 議案第47号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第47号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当該施設を指定管理対象施設から除外することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） それでは、議案第47号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を申し上げます。

議会資料の5－1－31から33、サムネイル3からをご覧ください。こちらは新旧対照表でございます。

今回、いつきのみや地域交流センターを指定管理対象施設から除外することに伴い、第2条で当該施設の附帯施設として定めていた「いつき茶屋」を削除、第4条から第6条までの指定期間、指定管理に関する内容の条例を削除するとともに、第8条以降の指定管理者の表記等を改めるものとなります。

なお、本条例は令和7年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 確認をちょっとさせていただきたいと思いますが、地域交流センターを指定管理者から外して町長が管理することなんです、現在、指定管理者が職員さんを配置して事務所等を使ってみえますが、ここの部

分に関してどのように変わっていくんでしょうか。確認をさせていただきたい
と思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 失礼します。

現在の指定管理者、いつきのみや地域交流センターにつきましては、事務所
を指定管理者が使っているという形でございます。来年度からは、一旦このい
つきのみや地域交流センターを指定管理施設から削除するということでござい
ます。

これに伴いまして、当該施設を単年度で委託を出すか、それとも独自で運営
するかというところを検討してまいりたいと思います。その際に、事務所を委
託事業者が使用するか、または独自で運営する場合は職員を配置するかという
ところは、改めて検討したいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 本来であるならば、条例を改正するときにはその方針とい
うのは決まっているべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） すみません、確かにそうではございま
すが、次期当初予算、予算に関することというところもございまして、現在、並
行して検討中でございます。決まり次第、報告をさせていただきたいと思いま
すので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

他に質疑される方はございませんか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 2番、中井です。よろしくお願いします。

先ほどちょっと言われていた部分も踏まえてなんですけども、改めて、その
指定管理から外した目的というのが、先ほど北岡議員の話でも読み取れやんだ

んですけども、例えば、保存・管理という部分と、活用という部分をしっかり分けていくという方向性で僕は考えとるんですけども、そういった意味合いでおおむね合っとなるんでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） なぜ、いつきのみや地域交流センターを指定管理施設から除外したかというご質問でございます。

昨年度実施いたしました調査結果、こちらで最も民間活用の可能性が高かったというところが、当該施設のいつきのみや地域交流センターでございました。こちらの施設を少しでも早く活用に向けて取り組みたいという思いから、次期指定管理からは外し、3年間でなく、もう少し短いスパンで検討したいというところで削除したというところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） サウンディング調査の結果を見させていただきましたけれども、あれはたしか多額のお金、1,000万円ぐらいかけて調べたという中で、結果については真新しいものは見られなかったかなというような感覚を持ちました。

それで、民間活用ということをおっしゃられましたけれども、民間の活用次第と思うんですけども、その前の今の町のやり方というのは、日本遺産の件もありますし、ちょっと現時点で疑問が残るところがありますので、しっかり協議していただいて、町長を中心として、もうかると言ったらあれですけれども、しっかり活性化できるような事業展開できるようにお願いします。

○議長（奥山 幸洋） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第47号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 議案第48号 いつき茶屋の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第48号 いつき茶屋の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当該施設の指定管理者を選定することに伴い、新たに設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） それでは、議案第48号 につき茶屋の設置及び管理に関する条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

議案9ページ、10ページをご覧ください。こちらは条例となっております。

今回、史跡斎宮跡地内のにつき茶屋につきまして、令和7年度からの次期指定管理者の選定に伴い、いつきのみや地域交流センターの附帯施設として位置づけていましたいつき茶屋を、新たにいつき茶屋独自で設置及び管理に関する条例として制定するものでございます。

条文につきましては、第6条で指定管理者の指定期間を5年から3年間に変更した以外は附帯施設として位置づけていました前条例と変更はございません。

なお、本条例は令和7年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

ます。

これから議案第48号 につき茶屋の設置及び管理に関する条例の制定を採決します。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第6 議案第49号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第49号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） それでは、議案第49号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

資料は議会定例会資料13-2-2、サムネイル10の新旧対照表をご覧ください。

このたびの一部改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が10月2日と定められ、国民健康保険においても現行の被保険者証は同日以降、新規発行されなくなることに伴い、国民健康保険法の一部が改正されることから、明和町国民健康保険条例においても必要な改正をするものでございます。

改正の内容は、明和町国民健康保険条例の第14条において、国民健康保険法に基づいて過料を設けているところ、引用元の法令である国民健康保険法が改正によって第9条第9項の内容が第5項に変更となり、そして被保険者証に関する部分についてが削除となることから、改正後のとおり改めさせていただくものです。

この条例につきましては、令和6年12月2日から施行することとし、さらに、附則で施行日前の行為及び既に施行日以前に被保険者証の交付がされている場合における施行日以降の行為については、従前の例によることの経過措置を設けております。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第49号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第7 議案第50号 明和町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第50号 明和町道路線の認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書により、道路認定を行うものです。道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ただいま上程されました議案第50号について、詳細説明をさせていただきます。

議会資料9-1-1をご覧ください。認定の一覧となっております。これは令和2年3月19日付で締結いたしました明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書により行うものでございます。

続きまして、議会資料9-1-2をご覧ください。認定路線図の一覧となっております。資料の上部に整理番号を記載しておりますので、ご確認していただきたいと思います。

続きまして、総務産業常任委員会資料の9-1-1をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

左側の図は、今回交換する対象路線の現状でございます。赤い線が町道、青い線が県道でございます。これを右側の図、認定後の状況になりますけれども、認定後はこのような状況となります。

今、県道南藤原竹川線と田丸停車場斎明線を重複して認定をする形となります。道路法上、重複の場合、上位が管理者となるため、現状は県が管理することとなります。これは道路認定に空白、認定がない時期をなくすために、今回

認定するものでございます。

それでは、議会資料の9－1－2をご覧ください。

整理番号1の路線名、南藤原馬之上線は、区間、南藤原723番地から馬之上1024－2番地まで。整理番号2番、路線名、坂本竹川線は、区間、坂本1179番地から竹川356－1番地まで。整理番号3番、路線名、斎宮有爾中線は、区間、斎宮579－2番地から有爾中1889番地まででございます。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、議案第50号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号 明和町道路線の認定についてを採決します。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

◎議案第51号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第8 議案第51号 令和5年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第51号 令和5年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年度の水道事業決算における未処分利益剰余金1億3,079万678円について、資本金への組入れ及び減債基金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは議案第51号 令和5年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

令和5年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金1億3,079万678円の

うち、資本金への繰入れが6,349万8,120円で、これは令和4年度決算において減債積立金に積み立て、起債償還に充当した分を資本金に組み入れるものでございます。

また、減債積立金の積立て6,729万2,558円は、令和5年度決算における純利益分を起債償還の財源に充当する減債積立金に積み立てるものでございます。

以上の未処分利益剰余金処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしますので、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第51号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第51号 令和5年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第9 議案第52号 令和5年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第52号 令和5年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年度の下水道事業決算における未処分利益剰余金4,479万9,945円について、減債基金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、議案第52号 令和5年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

議案書は15ページをご覧ください。

令和5年度下水道事業会計決算における未処分利益剰余金4,479万9,945円について、令和5年度決算における純利益分を起債償還の財源に充当する減債積

立金に積み立てるものでございます。

以上の未処分利益剰余金処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしますので、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第52号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 令和5年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号から議案第57号の一括上程

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第10 議案第53号から日程第14 議案第57号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第10 議案第53号 令和6年度明和町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第54号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第12 議案第55号 令和6年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第56号 令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

日程第14 議案第57号 令和6年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました、議案第53号から議案第57号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第53号 令和6年度明和町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算に4億8,070万円の追加、債務負担行為の追加、地方債の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、総務費では、地域観光新発見事業に係る

負担金の追加をお願いしております。

民生費では、低所得者支援及び定額減税を補足する給付金に係る経費の追加をお願いしております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る経費の追加をお願いしております。

農林水産業費では、排水機場の維持補修工事費の追加をお願いしております。

土木費では、急傾斜地崩壊対策事業の負担金の追加をお願いしております。

諸支出金では、財政調整基金への積立金を計上しております。

歳入は、国庫支出金や繰越金などの追加でございます。

債務負担行為は、現在、建設工事中の明和北小学校及びささふえこども園の機械警備業務とふるさと会館の施設管理運営業務の追加をお願いしております。

地方債は、急傾斜地崩壊対策事業に係る緊急自然災害防止対策事業債の追加でございます。

続きまして、議案第54号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算に140万円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、施設管理運営業務に係る補償金の追加をお願いしております。

歳入は、繰越金の追加でございます。

続きまして、議案第55号 令和6年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に3,211万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、過年度分の精算に伴う国・県や一般会計などへの返還金と保険料の還付金の追加をお願いしております。

歳入は、県支出金と繰越金の追加でございます。

続きまして、議案第56号 令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に30万円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、保険料の還付金の追加をお願いしております。

歳入は、繰越金の追加でございます。

続きまして、議案第57号 令和6年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）は、水道事業費用を50万円増額、資本的支出を4,014万円増額するものでございます。

応急給水に使用する給水袋の購入費用と会計システムの追加費用の増額、老朽管更新工事並びに緊急の水道管移設工事を行うための工事請負費の増額をお願いしております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第53号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第53号につきまして、予算に関する説明書の11ページ、12ページ、歳出、第1款・議会費からお願いします。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、11ページ、12ページをお願いいたします。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費で76万円の追加をお願いしております。

8節・旅費の10万円と、13節・使用料のマイナス10万円は、11月の議員の合同視察の行程の見直しによる予算の組換えでございます。12節・住民アンケート調査業務委託料は、秋から予定しております議会アンケートの業務委託料でございます。

続きまして、2款・総務費、1項・総務管理費、4目・財産管理費、13節・

使用料及び賃借料で46万2,000円の追加をお願いしております。これは議会でもご使用していただいております10号車が故障したため、リース料として46万2,000円を新たに計上しているものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 10目・企画費で60万円の追加を予定しております。デジタル田園都市国家構想推進事業で、18節・負担金、補助及び交付金60万円で、こちらは多気町、明和町、大台町、度会町、紀北町の5町で美村エリアのプロモーションを目的とした、認知度の高いアニメとのコラボを活用した美村エリアの各町の古民家カフェなどをめぐるスタンプラリーの実施等を行うもので、実施主体である多気町に対する負担金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費に31万8,000円の増額補正をお願いしております。

内訳といたしましては、13節・使用料及び賃借料で31万8,000円の増額です。こちらは個人番号カード交付事業で、個人宅への出張申請時の連絡と保険証とのひもづけを希望される方へのサポートなどに活用させていただく携帯電話の使用料と、カード申請のための専用タブレットの使用料でございます。

カード紛失による再交付などでお急ぎの方のために、今後予定されている申請から1週間以内（最短5日）でカードを取得することができる特急発行に対応できるものとなります。

これらの使用料につきましては、国の補助対象で補助率100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に1億1,034万円の増額補正をお願いしております。

内容としましては、6月補正でお願いしました物価高騰対応特別給付金事業について、改めて補正をお願いするものです。国が前年度の課税状況調べから算出した概算の対象数により見込んでございましたが、6月に住民税が課

税決定され対象者を抽出しましたところ、大幅に増えてきましたことから、増額補正をお願いさせていただくものです。

内訳としまして、11節・役務費34万円は対象者への通知及び給付金の振込手数料でございます。18節・負担金、補助及び交付金で1億1,000万円です。まず、令和6年度住民税非課税もしくは均等割のみ課税世帯への給付金としまして、約500世帯と18歳未満の子どもに対する加算をするに当たり、不足する3,000万円の増額をお願いするものです。

また、定額減税が引ききれない約4,600人への給付金として、不足する8,000万円の増額をお願いするものです。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 続きまして、13、14ページをご覧ください。

2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費で101万7,000円の増額をお願いしております。

内訳につきましては、正職員の育児休業の代替に伴う会計年度任用職員の配置に対しまして、1節・報酬87万8,000円、職員手当等の3節・期末手当7万円と勤勉手当3万2,000円、8節・旅費3万7,000円の増額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・環境衛生費に74万7,000円の増額補正をお願いしております。

こちらは、役場庁舎裏にありますごみ集積所の移設に係る改修工事費と当該集積所に設置をする防犯カメラの利用料でございます。13節・使用料及び賃借料で9万7,000円、14節・工事請負費で65万円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 5目・成人保健対策推進費に4,750万5,000円の増額補正をお願いしております。

内訳としましては、12節・委託料に4,750万5,000円の増額を計上しております。

す。こちらは新型コロナウイルスワクチンの定期接種が10月1日から開始となり、接種費用お1人分1万5,300円のうち自己負担いただく3,000円を差し引いて、必要と見込まれる分の予算についてお願いしております。

このうち厚生労働省の設置したワクチン生産体制等緊急整備基金より1回分当たり8,300円は助成があるため、町は実質4,000円を負担させていただくことになります。

基金からの助成につきましては、歳入で説明させていただきます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 6目・母子衛生費で165万1,000円の増額をお願いしております。

内訳につきましては、正規職員の育児休業の代替に伴う会計年度任用職員の配置に対しまして、1節・報酬136万2,000円、職員手当等の3節・期末手当10万9,000円と勤勉手当5万円、8節・旅費13万円の増額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 6款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費、14節・工事請負費、施設維持補修工事では590万円の追加補正をお願いしております。

こちらは、大淀排水機場に設置の除塵機につきまして、各部材の摩耗が原因により運転時に過負荷が発生しておりますことから、分解整備工事を実施するものでございます。

議会資料7-2-1をご覧ください。サムネイルは6をご覧ください。

左側に大淀排水機場の位置図、右側に除塵機の写真を添付しております。更新する部材は、右側の写真のとおり、φ500排水ポンプ用除塵機のレーキチェーンアタッチメント、スプロケット、軸受け部品でございます。6月に過負荷が発生し、緊急対応によりレーキチェーンの張り具合等の調整を実施いたしましたが解決には至らなかったため、今回、分解整備工事を実施するものです。

除塵機は排水ポンプに連動し稼働します。排水ポンプの手前で流れてきたごみなどを取り除く役割をしておりますが、現在は過負荷により警報の頻度を低減するため、間欠運転へ設定を切り替えて、除塵機の運転時間を減らす形で調整し運転管理を行っておりますので、追加補正をお認めいただいた後、速やかに発注を行いたいと考えております。

なお、今回の工事費の財源は一般財源としておりますが、現在、緊急自然災害防止対策事業債の起債計画の申請手続を行っております。起債計画の同意がありましたら、改めて補正予算で財源の振替えを行う予定でございます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） それでは、15、16ページをご覧いただきたいと思えます。

8 款・土木費、3 項・河川費、1 目・河川総務費、18 節・負担金でございます。290万円の追加をお願いしております。

こちらは、土砂災害警戒区域、箇所名、池村 1 地区で、昨年度地元から急傾斜地崩壊対策要望をいただき、県に要望を行ってございました。このことは令和 6 年 3 月の総務産業常任委員会で説明したとおりでございます。

今年度より県単事業の急傾斜地崩壊対策事業の実施が決定されました。本年度は測量等を行う予定と聞いております。この事業には事業負担金として 20%が必要となり、本年度測量等に対する負担金 290 万円を追加補正するものでございます。

なお、事業の詳細につきましては、令和 6 年 3 月の総務産業常任委員会資料の 9－1－3 から 5 をご確認ください。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 12 款・諸支出金、1 項・基金費、4 目・財政調整基金費は 3 億 850 万円の追加でございます。

これは地方財政法第 7 条の規定に基づき、令和 5 年度決算剰余金のうち 2 分の 1 以上を基金に積み立てを行うものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、7 ページ、8 ページ、歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 7 ページ、8 ページをお願いいたします。

15 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、1 目・総務費国庫補助金、1 節・総務費補助金に 1 億 1,065 万 8,000 円を計上しております。

内訳としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は 1 億 1,034 万円を計上しております。これは、歳出で福祉総合支援課長が説明しました物価高騰対応の給付金に充当するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 続きまして、同節で個人番号カード交付補助金で 31 万 8,000 円の増額補正をお願いしております。

こちらは歳出の総務費、戸籍住民基本台帳費のところでご説明させていただきました個人番号カード交付事業費の使用料及び賃借料に対する国庫補助金で、補助率は 100% でございます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 2 目・民生費国庫補助金、1 節・民生費補助金、子ども・子育て支援交付金で 120 万円の増額をお願いしております。

これは、歳出のときにご説明いたしました正規職員の育児休業の代替に伴う会計年度任用職員の配置に対し、新しく事業メニューとなりました児童福祉関連の利用者支援事業に対しまして、国から 3 分の 2 の補助を受けるものです。

次に、3 目・衛生費国庫補助金、1 節・衛生費補助金、出産・子育て応援交付金で 82 万 5,000 円の増額をお願いしております。

こちらは、歳出のときにご説明いたしました正規職員の育児休業の代替に伴う会計年度任用職員の配置に対しまして、出産・子育て応援交付金事業に対しまして国から 2 分の 1 の補助を受けるものです。

次に、16 款・県支出金、2 項・県補助金、2 目・民生費県補助金、2 節・児

童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金で30万円の増額をお願いしております。

こちらも歳出のときにご説明いたしました、正規職員の育児休業の代替に伴う会計年度任用職員の配置に対しまして、児童福祉関連で利用者支援事業に対しまして県から6分の1の補助を受けるものです。

次に、3目・衛生費県補助金、1節・衛生費補助金、出産・子育て応援交付金で41万2,000円の増額をお願いしております。

こちらも歳出のときにご説明いたしました、正規職員の育児休業の代替に伴う会計年度任用職員の配置に対しまして、出産・子育て応援交付金事業に対しまして県から4分の1の補助を受けるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、4目・介護保険特別会計繰入金で1節・介護保険特別会計繰入金の補正1,834万6,000円を計上しております。

これは、令和5年度の介護保険事業の精算に伴い、超過して一般会計から負担していただいたものについて、介護保険特別会計から繰入れするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 2項・基金繰入金、6目・財政調整基金繰入金、1節・財政調整基金繰入金は2億335万1,000円の減額でございます。

これは、ほかの歳入の増額に伴い財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、20款1項1目1節・繰越金は5億1,745万5,000円を計上しております。

これは、令和5年度からの繰越金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 21款・諸収入、4項・雑入、2目・雑入で3,195万5,000円の増額補正をお願いしております。

内訳といたしましては、1 節・雑入で3,195万5,000円を計上しております。
こちらは歳出の衛生費、新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料に対し
して、厚生労働省が設置したワクチン生産体制緊急整備基金からの助成分
でございます。1 回分の助成単価は8,300円でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 22款 1 項・町債、1 目・土木債、2 節・
河川整備事業債は290万円を計上しております。

これは、緊急自然災害防止対策事業債で、歳出で建設課長が説明した急傾斜
地崩壊対策事業の負担金に充当するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の19ページ、第2表債務負担行為補
正をお願いします。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 1 項目はささふえこども園、2 項目は
明和北小学校について、ともに機械警備業務の債務負担行為をお願いして
おります。

期間は、ともに令和6年度から令和12年度までで、限度額は、ささふえこ
ども園機械警備業務が160万円、明和北小学校機械警備業務が190万円でご
ざいます。これは現在、建設工事を進めております令和8年度開校・開園
予定の明和北小学校及びささふえこども園につきまして、既設校・園と同
様に、機械警備業務を委託するものでございます。警備を委託する期間
は5年間で、令和8年度から令和12年度を想定しておりますけれども、今
回は令和7年度の完成引渡し後の期間も含めるものでございます。

今年度、機械警備業者を決定をし、建設工事業者と調整をしながら、工
事を円滑に進め、令和7年度に機械の設置を行いたいと考えているもので
ございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 3 項目でふるさと会館施設管理運営業務につ
いて、債務負担行為をお願いしております。期間は、令和6年度から令
和11年度まで

で、限度額は1億4,490万円です。

これは、ふるさと会館施設管理運営について、業務委託が令和6年度で終了することに伴い、新たに令和7年度から5年間の委託について今年度中に契約を行いたいため、債務負担行為をお願いするものです。12月議会に指定管理者候補者を提出してお認めいただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の20ページ、第3表地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 議案書の20ページ、第3表地方債補正をご覧ください。地方債補正は、追加が1件でございます。

内容については、先ほど歳入で説明した内容と同様でございます。目的は、緊急自然災害防止対策事業債で限度額は290万円でございます。起債の方法、利率及び償還方法は、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で議案第53号の詳細説明を終わります。

◎議案第54号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第54号の説明を歳入歳出を併せてお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 歳出から説明をさせていただきます。

9ページ、10ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、3目・体験学習施設等管理費、21節・補償、補填及び賠償金で140万円の追加補正をお願いしております。

内容といたしましては、いつきのみや地域交流センターの貸し館利用停止により、当初見込んでいた使用料金収入がなくなったことに対しまして、利用停止期間分の使用料金収入相当額140万円を指定管理者への補償金として計上するものとなります。

続いて、歳入に移ります。

資料を戻っていただきまして、7ページ、8ページをご覧ください。

4款1項1目1節・繰越金で、歳出と同額の140万円を計上しております。こちらは前年度繰越金でございます。

◎議案第55号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第55号の説明を歳入歳出併せてお願いします。

福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 歳出から説明させていただきます。

介護保険特別会計予算説明書の9ページ、10ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、22節・償還金利子及び割引料の1,336万9,000円は、過年度国・県等負担金返還金で、令和5年度事業の精算に伴い、返還が生じた国・県及び社会保険診療報酬支払基金への負担金の返還金でございます。

5款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、1目・第1号被保険者保険料還付金、22節・償還金利子及び割引料の40万円は、お亡くなりになるなどして、過年度の保険料が減額されたことに伴う保険料の還付金でございます。今後の支払いについて、予想される不足分を計上してございます。

27節・繰出金に1,834万6,000円を計上しております。これは、先ほど一般会

計でご説明いたしました令和５年度事業の精算に伴う超過負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

続いて、歳入としまして、７ページ、８ページをご覧ください。

４款・県支出金、１項・県負担金、１目・介護給付費県負担金、２節・過年度分介護給付費県負担金に１,０９３万１,０００円を計上しております。令和５年度事業の精算に伴い、不足分について県より追加交付されるものでございます。

７款・繰越金、１項・繰越金、１目・繰越金、１節・繰越金に２,１１８万４,０００円を計上しております。これは前年度繰越金でございます。

◎議案第56号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第56号の説明を歳入歳出を併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 歳出から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計の予算に関する説明書の９ページ、１０ページをご覧ください。

４款・諸支出金、１項・償還金及び還付加算金、１目・保険料還付金に３０万円の追加補正をお願いしております。

内訳といたしましては、２２節・償還金、利子及び割引料に３０万円を計上しております。こちらは、お亡くなりになられるなどの理由による過年度の保険料の還付金について、不足が見込まれることから増額をお願いしております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。７ページ、８ページをご覧ください。

３款・繰越金、１項・繰越金、１目・繰越金、１節・繰越金に３０万円を計上

しています。こちらは前年度繰越金でございます。

◎議案第57号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第57号の説明を収入支出併せてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、歳出から説明させていただきます。

水道事業会計補正予算（第1号）、予算に関する説明書の3、4ページをご覧ください。

収益的支出の1款・水道事業費用、1項・営業費用、4目・総係費で50万円を計上しております。10節・備消耗品費につきましては、最近の漏水事故や火災消火に伴う濁水対応により、応急給水に使用する給水袋の在庫が急激に減少したため、購入費を追加補正するものでございます。また、16節・委託料につきましては、令和6年度の人事異動に伴い、会計システムを使用する人数が増加したため、ソフトウェアの追加購入費用等を補正するものです。

続いて、5、6ページをご覧ください。

資本的支出の1款・資本的支出、1項・建設改良費、1目・建設改良費で4,014万円を計上しています。20節・工事請負費につきましては、民地内に存在する水道管を取り急ぎ移設する必要性が生じたこと、また、材料費等の高騰等によりまして、工事費の増加を受け、当初予定工事量の進捗を確保するための追加補正をお願いしております。

続いて、歳入を説明いたします。7ページをご覧ください。

収益的支出に係る歳入につきましては、補正予定キャッシュ・フローのⅠ・業務活動によるキャッシュ・フローのとおり、当年度純利益見込額を変更する

ことで対応いたします。資本的支出に係る歳入につきましては、議案書30ページをご覧ください。

議案書第4条に規定する過年度分損益勘定留保資金等の補填額を変更することによりまして、資本的支出に係る歳入については対応させていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は9月13日に行うことにします。

以上で一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） こちらの時計で20分まで休憩いたします。

（午前 10時 11分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 21分）

◎認定第1号から認定第8号の一括上程

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第15 認定第1号から日程第22 認定第8号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第15 認定第1号 令和5年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第16 認定第2号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出
決算認定

日程第17 認定第3号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算認定

日程第18 認定第4号 令和5年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算認定

日程第19 認定第5号 令和5年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認
定

日程第20 認定第6号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定

日程第21 認定第7号 令和5年度明和町水道事業決算認定

日程第22 認定第8号 令和5年度明和町下水道事業決算認定

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました認定第1号から認定第8号までの令和5年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか5つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業及び下水道事業の決算認定は、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか5つの特別会計歳

入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業、下水道事業の決算は上下水道課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりました。

決算の概要について、一般会計、各特別会計は会計管理者に、水道事業会計及び下水道事業会計は上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者、登壇願います。

（会計管理者（兼）会計課長 西村 正樹 登壇）

○会計管理者（兼）会計課長（西村 正樹） それでは失礼します。令和５年度一般会計及び５つの特別会計の概要につきまして、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書に基づき、簡潔にご説明申し上げます。

タブレットでは03の決算を選択していただき、01歳入歳出決算書と02の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書をお開きください。

では、歳入歳出決算書の一般会計の４ページと５ページにあります歳入をご覧ください。タブレットでは決算書を開いていただきまして、画面下のビューを選択し、一番下の見開き表示（表紙あり）というのを選択してください。サムネイルは４、５をお願いいたします。

主なものについてご説明申し上げます。

１款・町税の収入済額は、５ページ目の一番左上の欄ですが、27億704万351円で、収納率は95.82%でした。前年度より0.4ポイント下がっております。また、不納欠損額は2,980万3,087円、収入未済額は8,812万7,228円でございます。

２款・地方譲与税の収入済額は１億2,082万6,000円です。前年度より1.14%の増でございます。

３款・利子割交付金の収入済額は104万2,000円、４款・配当割交付金の収入済額は2,101万3,000円、５款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は2,317万1,000円、６款・法人事業税交付金の収入済額は5,191万円、７款・地方消費税

交付金の収入済額は5億4,297万3,000円、8款・ゴルフ場利用税交付金の収入済額は774万6,119円、9款・環境性能割交付金の収入済額は1,883万7,000円、10款・地方特例交付金の収入済額は4,477万6,000円、11款・地方交付税の収入済額は28億4,582万5,000円で、前年度より4.47%の増であります。

12款・交通安全対策特別交付金の収入済額は141万7,000円、13款・分担金及び負担金の収入済額は303万1,641円、14款・使用料及び手数料の収入済額は7,065万5,779円です。収入未済額は1,312万1,146円で、このうち1,088万1,541円が住宅使用料、223万9,605円が教育・保育施設等使用料です。

15款・国庫支出金の収入済額は19億9,944万5,893円、16款・県支出金の収入済額は8億2,472万7,487円です。

めくっていただきまして、6ページ、7ページをお願いします。

17款・財産収入の収入済額は900万1,388円、18款・寄附金の収入済額は12億6,975万8,609円です。前年度より2億450万5,186円の増であります。

19款・繰入金は、基金等からの繰入金で10億7,181万4,441円、20款・繰越金は6億7,753万1,975円です。

21款・諸収入の収入済額は1億3,891万4,140円で、観光再始動事業貸付金の償還分3,299万9,373円が含まれております。収入未済額は227万2,856円で、うち9万8,194円が幼稚園・保育所、こども園の給食費、217万4,662円が福祉資金貸付金元利収入でございます。

22款・町債は17億9,600万円で、前年度より10億7,030万円の増でございます。

23款・自動車取得税交付金は115万5,570円です。

歳入合計の収入済額は142億4,861万3,393円で、予算現額は144億5,012万7,000円に対しまして、収入率は98.6%でした。

以上で歳入の説明を終わります。

引き続きまして、歳出に移ります。

詳細は、施策の成果及び執行実績等に記載しておりますので、各款の支出済額とその概要についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の８ページ、９ページをお願いいたします。タブレットも同様に８ページ、９ページをお願いいたします。

１款・議会費は、９ページの左の列ですが、支出済額が８,７１９万８,１７３円です。

２款・総務費の支出済額は１９億９,４１５万８,９３５円で、支出の主なものは、一般管理費や総合行政システム費、ふるさと寄附事業及び自治会などへの自治振興や町民バスなどの地域振興、また、地方創生推進交付金事業や徴税費、戸籍住民基本台帳費です。翌年度繰越額は１億２,１４３万１,０００円で、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトや、社会保障・税番号制度システム整備事業などでございます。

３款・民生費の支出済額は３８億３,２３４万２,３０３円で、主な支出は、社会福祉費において、福祉医療費助成や物価高騰対応住民税非課税世帯支援事業、高齢者・障がい者の福祉費及び国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の特別会計への繰出金などです。また、児童福祉費では児童手当や保育所・こども園運営経費などとなっております。翌年度繰越額は５,２８９万８,０００円で、物価高騰対応特別給付金事業などでございます。

４款・衛生費の支出済額は７億５,２３１万５,４２１円で、主な支出は、新型コロナウイルス感染症対策や予防接種、健康診査、医療機関等物価高騰対策支援事業、出産・子育て応援交付金事業などによるものです。また、環境衛生費などでは伊勢広域環境組合及び松阪地区広域衛生組合への負担金などとなっております。翌年度繰越額は４６０万円で、地方公共団体実行計画作成業務などでございます。

５款・労働費の支出済額は１６万３,８６９円です。

６款・農林水産業費の支出済額は２億８,４３７万３,５１５円です。支出の主なものは、農業振興や農業基盤整備、水産振興及び漁港管理費などです。翌年度繰越額は１,７９５万７,０００円で、緊急自然災害防止対策事業です。

７款・商工費の支出済額は１億６,３８６万５,４０６円で、支出の主なものは、商工業振興のいきいき商品券事業や観光費での観光再始動事業貸付金などです。翌年度繰越額は１,９４１万４,０００円で、商工業振興における生産性向上等支援事業で

す。

8 款・土木費の支出済額は11億1,695万49円で、支出の主なものは、社会資本整備総合交付金事業や道路防災事業、道路橋梁維持費、地籍調査、下水道事業への繰出金及び町営住宅管理費などです。翌年度繰越額は9,194万円で、社会資本整備総合交付金事業や道路防災事業などでございます。

9 款・消防費の支出済額は 3 億2,539万8,500円で、支出の主なものは、松阪地区広域消防組合への負担金などです。

10 款・教育費の支出済額は30億2,400万4,839円で、支出の主なものは、小学校、中学校、幼稚園の環境整備及び管理・運営費等の義務的経費のほか、第1期再編小学校の建設費、公民館・総合体育館・ふるさと会館の運営経費、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金などです。翌年度繰越額は 1 億2,320万円で、第1期再編小学校等整備事業です。

11 款・公債費の支出済額は 9 億6,636万2,398円で、元金 9 億59万2,583円、利子6,576万9,815円でございます。

12 款・諸支出金の支出済額は 9 億8,089万円で、土地開発公社貸付金ほか各基金への積立てです。

13 款・予備費は不用額として1,000万円です。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

一般会計歳出合計の支出済額は135億2,802万3,408円で、予算現額144億5,012万7,000円に対しまして93.61%の執行率でした。翌年度繰越額につきましては 4 億3,144万円、不用額は 4 億9,066万3,592円です。

歳入歳出差引額は 7 億2,058万9,985円でございます。

実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の102ページ一般会計をお願いします。

タブレットにつきましても決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を選んでいただきまして、102ページをお願いします。画面下のアウトラインを選んでいただいて、斎宮跡保存事業特別会計を選んでいただきますと、そこから

2 ページ戻っていただきますと102ページになります。よろしいでしょうか。

先ほどの歳入歳出差引額 7 億2,058万9,985円から翌年度へ繰り越しすべき財源額 1 億4,190万9,000円を差し引いた額 5 億7,868万985円が実質収支額となっております。

一般会計は以上となります。

引き続きまして、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書に戻っていただきまして、14ページ、15ページの斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。タブレットも同様に決算書14ページ、15ページをお願いいたします。

下段の歳入合計の収入済額は 5 億2,061万8,300円です。歳入の主なものは、国・県補助金及び一般会計からの繰入金や町債でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は 5 億660万6,931円で、歳出の主なものは、土地の買い上げや公有地管理及び歴史的風致維持向上計画推進費での公園整備、日本遺産活用推進費のほか起債償還などがございます。翌年度繰越額は3,446万円で、歴史的風致維持向上計画推進事業でございます。不用額は646万8,069円です。

歳入歳出差引額は1,401万1,369円で、実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の118ページをお願いいたします。

タブレットでも118ページの斎宮跡保存事業特別会計のところで、先ほどの歳入歳出差引額1,401万1,369円から翌年度繰り越しすべき財源額328万6,000円を差し引いた額1,072万5,369円が実質収支額となっております。

次に、歳入歳出決算書に戻っていただきまして、20ページ、21ページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入の主なものは、国民健康保険税や保険給付費等交付金及び一般会計からの繰入金です。

1 款・国民健康保険税の収入済額は 4 億7,596万2,295円で、収納率は

90.79%です。前年度より1.04ポイント上がっております。また、不納欠損額は471万1,300円で、収入未済額は4,355万4,399円でございます。

歳入合計の収入済額は28億5,857万1,892円です。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は24億7,828万3,117円で、支出の主なものは、療養給付費や医療給付費、特定健康診査等事業費などです。不用額は3億1,713万883円です。歳入歳出差引額は3億8,028万8,775円でございます。

次に、26ページ、27ページの住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入の主なものは、貸付金事業に対する償還金などです。2款・貸付金等償還収入の収入済額は1,920万928円、収入未済額が2億1,511万3,746円で、収納率は8.19%です。歳入合計の収入済額は3,353万1,982円です。

続きまして、歳出です。28ページ、29ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、一般会計への繰出金です。歳出合計の支出済額は596万3,841円で、歳入歳出差引額は2,756万8,141円でございます。

次に、32ページ、33ページの介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は29億1,915万7,000円で、歳入の主なものは、保険料や国・県支出金及び交付金と一般会計からの繰入金です。また、不納欠損額は50万4,881円、収入未済額が92万3,330円です。

続きまして、歳出です。34ページ、35ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は28億1,306万4,302円で、歳出の主なものは、介護サービスなどの給付費や介護予防などの地域支援事業であります。不用額は1億1,756万5,698円です。歳入歳出差引額は1億609万2,698円でございます。

次に、38ページ、39ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は5億9,200万6,790円で、歳入の主なものは、保険料と

一般会計からの繰入金です。また、不納欠損額は8万3,553円、収入未済額が164万3,062円です

続きまして、歳出です。40ページ、41ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は5億6,699万5,061円です。歳出の主なものは、療養給付費負担金などです。不用額は131万3,939円です。歳入歳出差引額は2,501万1,729円でございます。

以上で令和5年度明和町一般会計及び各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 続いて、上下水道課長、登壇願います。

（上下水道課長 肥留間 誠 登壇）

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、令和5年度明和町水道事業決算の説明をさせていただきます。タブレットの04水道事業決算書をご覧ください。

一般会計、特別会計と同じく画面のビューから見開き表示、表紙ありとしてご覧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、水道事業決算書につきましては、2から12ページが決算書、14から25ページが決算附属書類、27から31ページが参考資料となっております、ページ番号とサムネイルは同様でございます。

それでは、決算書の2、3ページ、決算報告書をご覧ください。

なお、決算報告書の単位は円で消費税を含んでおります。

最初に、収益的収入及び支出の収入です。

第1款・水道事業収益の決算額は4億5,863万8,642円となりました。

内訳としまして、第1項・営業収益は、決算額3億5,473万210円で、予算額より509万8,790円の減となっております。受託工事収益の精算による減が主な要因でございます。

第2項・営業外収益は、決算額9,755万842円で、予算額より642万7,158円の減となりました。給水加入金の減が主な要因でございます。

第3項・特別利益は、決算額635万7,590円でした。過年度分の消費税及び地方消費税の更正申告によります還付収入によるものでございます。

続きまして、下段、支出でございます。

第1款・水道事業費用の決算額は3億8,131万6,331円となりました。

内訳として、第1項・営業費用は、決算額3億4,790万5,544円で、不用額がマイナスの781万1,544円となっています。こちらにつきましては、当初予算におけます減価償却費の計上誤りにより予算の不足を生じたことに伴いまして、現金支出を伴わない経費の支出であることから、地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定に基づき予算を執行したことによるものでございます。

第2項・営業外費用は、決算額3,331万5,617円で、不用額が801万3,383円となりました。一時借入金利息、消費税及び地方消費税の不用分となっております。

第3項・特別損失は、決算額9万5,170円で、不用額が40万4,830円となりました。過年度水道料金の減免等に係る欠損分等の残でございます。

第4項・予備費は、決算額0円でございます。

続きまして、4、5ページ、資本的収入及び支出の収入をご覧ください。

第1款・資本的収入の決算額は1億4,330万7,300円となりました。

内訳としまして、第1項・企業債は、決算額4,950万円で、予算額より2,050万円の減となりました。こちらは老朽管更新事業に伴う企業債借入額の確定によるものでございます。

第2項・出資金は、決算額4,280万8,000円で、予算額と同額でございます。

第3項・工事負担金は、決算額5,099万9,300円で、予算額より2,101万700円の減となりました。水道管移設工事等の負担金の精算によるものでございます。

第4項・雑収入は、決算額0円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款・資本的支出の決算額は3億3,222万3,379円でございます。

内訳として、第1項・建設改良費は、決算額1億9,506万4,199円で、不用額

が3,494万6,801円となりました。こちらは工事請負費の入札差金等でございます。なお、地方公営企業法第26条の規定に基づき、工事請負費400万円を令和6年度に繰り越しをしております。

続いて第2項・企業債償還金は、決算額1億3,715万9,180円で、不用額が820円となりました。

なお、表中段の米印に記載のとおり、資本的収支の決算におきまして、支出に対する収入不足分1億8,891万6,079円は、減債積立金6,349万8,120円と損益勘定留保資金1億2,541万7,959円により補填をいたしました。

続いて、6ページ、損益計算書をご覧ください。なお、損益計算書は、消費税を含みません。

1、営業収益は3億2,255万2,730円、2、営業費用は3億3,518万935円で、差引きをしまして1,262万8,205円の営業損失となっております。

次に、3、営業外収益は9,400万3,628円、4、営業外費用は2,035万3,201円で、差し引きすると7,365万427円のプラスとなります。これを先ほどの営業損失と差し引きした6,102万2,222円が経常利益となりました。

また、5、特別利益は635万6,846円、6、特別損失は8万6,510円で、これらを経常利益から差し引きした6,729万2,558円が令和5年度の純利益となります。

なお、その下のその他未処分利益剰余金変動額については、減債積立金を資本的支出の財源に充当した分、こちらが会計処理上、未処分利益剰余金に戻る形となっており、当年度純利益と合わせた当年度未処分利益剰余金の額は1億3,079万678円となります。

次に、7ページの貸借対照表でございます。

まずは、資産の部でございます。

1、固定資産合計は53億7,301万4,990円です。固定資産の内訳は、決算附属書類の22、23ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて、２、流動資産合計は５億９,５７６万８,１７３円です。内訳としましては、現金預金、未収金、貯蔵品でございます。この固定資産と流動資産を合わせた資産合計は５９億６,８７８万３,１６３円となります。

続いて、８ページをご覧ください。こちらは負債の部でございます。

３、固定負債合計額は１０億２,４８２万６,８６５円でございます。内訳は企業債でございます。

また、４、流動負債合計額は２億３,６４６万１,８４４円でございます。内訳は、未払金、企業債、引当金です。なお、（３）の企業債は、翌年度元金償還額分を固定負債から振替え流動負債として計上しているものでございます。

５、繰延収益合計額は８億５,４１６万６,６８６円です。内訳は、長期前受金及び長期前受金収益化累計額となっております。この固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は２１億１,５４５万５,３９５円となります。

続いて、その下段、資本の部でございます。

６、資本金合計額は２５億７,３１４万５,２６４円です。内訳は、自己資本金でございます。

７、剰余金合計額は１２億８,０１８万２,５０４円で、内訳は、資本剰余金と利益剰余金でございます。

資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は、３８億５,３３２万７,７６８円となります。

最後に、負債合計２１億１,５４５万５,３９５円と資本合計３８億５,３３２万７,７６８円を合わせた負債資本合計が５９億６,８７８万３,１６３円となり、資産合計と一致をいたします。

次に、９ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

この計算書につきましては、発生主義に基づき作成される損益計算書、貸借対照表とは別に、現金の収入・支出に関する経営状況を把握するために作成するものでございまして、資金期末残高５億２,８０８万２９０円が、７ページ貸借対照表の現金預金の金額となっております。

次に、１０、１１ページ、剰余金計算書をご覧ください。

昨年の９月議会で議決をいただき、前年度の未処分利益剰余金の処分を行っ

た結果、資本金、剰余金の処分後残高は表中段の部分の計算のとおりとなりました。

その後、続いて令和５年度における資本金、剰余金の変動額を差し引きした結果が、表最下段の当年度末残高となり、８ページ、貸借対照表の資本の部の各項目合計と一致をしております。

続きまして、10ページ、下の表、剰余金処分計算書（案）をご覧ください。こちらは、先ほど本定例会におきまして処分の議決をいただきましたので、この案が取れる形となり、同処分案のとおり会計処理を行わせていただきます。

続いて、12ページ以降の決算附属書類でございますが、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書等でございます。令和５年度の主な事業報告と決算書の補完書類となりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

また、そのほか27ページ以降につきましては、年度末の未収金内訳、固定資産一覧表、補填財源残高調書、過去３年間の事業概要の推移を掲載しておりますので、こちらも後ほどご確認をいただきたいと思いますというふうに思います。

以上で令和５年度明和町水道事業決算に関する説明を終わります。

引き続き今度は、令和５年度明和町下水道事業決算の説明をいたします。タブレットの05下水道事業決算書をご覧ください。

下水道事業決算書につきましても、同じくビューで見開き表示ページ、表紙ありとしていただいてご覧いただきたいと思います。

なお、下水道事業決算書につきましては、２から11ページが決算書、13から25ページが決算附属書類となり、ページ番号とサムネイルは同様でございます。

それでは、決算書の２、３ページ、決算報告書をご覧ください。こちらも決算書の単位は円で消費税を含んでおります。

まず最初に、収益的収入及び支出の収入でございます。

第１款・下水道事業収益の決算額は５億7,774万5,491円となりました。

内訳として、第１項・営業収益は、決算額１億2,095万7,624円で予算額より

771万2,624円の増となりました。下水道使用料、加入金の増が主な要因でございます。

第2項・営業外収益は、決算額4億2,023万1,610円で予算額より2,092万9,390円の減となりました。消費税及び地方消費税還付金の減が主な要因でございます。

第3項・特別利益は決算額3,655万6,257円でした。過年度分の消費税及び地方消費税の更正申告によります還付収入によるものでございます。

続いて、下段の支出でございます。

第1款・下水道事業費用の決算額は5億3,258万7,392円となりました。

内訳として、第1項・営業費用は、決算額4億6,036万3,470円で不用額が1,299万8,530円となっています。処理場費の委託料の減が主な要因でございます。

続いて、第2項・営業外費用は、決算額6,834万6,682円で不用額が920万1,318円となりました。主なものは、消費税及び地方消費税の不用分でございます。

第3項・特別損失は、決算額が387万7,240円で不用額が302万9,760円となりました。過年度水道料金の減免等に係る欠損分の残でございます。

続いて、4、5ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入の決算額は4億7,814万1,000円となりました。

内訳として、第1項・企業債は、決算額2億610万円で予算額より6,780万円の減となりました。下水道管渠布設工事に伴う企業債借入額の確定によるものでございます。

第3項・繰入金は、決算額8,261万2,000円で予算額と同額でございます。

第4項・国県補助金は、決算額1億6,019万9,000円で予算額よりも1,345万1,000円の減となりました。下水道管渠布設工事等の補助金の確定によるものでございます。

第7項・負担金、分担金は、決算額423万円で予算額より202万円の増となり

ました。受益者負担金、分担金の増によるものでございます。

第 8 項・基金繰入金は、決算額 2,500 万円で予算額と同額でございます。

続いて下段、支出でございます。

第 1 款・資本的支出の決算額は 6 億 4,528 万 4,376 円となりました。

内訳として、第 1 項・建設改良費は、決算額 3 億 8,799 万 111 円で不用額が 8,116 万 7,524 円となりました。工事請負費等の入札差金によるものでございます。なお、地方公営企業法第 26 条の規定に基づき、工事請負費 1,800 万円を令和 6 年度に繰り越しをさせていただいております。

第 2 項・固定資産購入費は、決算額 12 万 3,900 円で不用額が 17 万 6,100 円となりました。管路の用地に係る土地購入費の確定によるものでございます。

第 3 項・企業債償還金は、決算額 2 億 5,712 万 6,365 円で予算額に対する不足額が 5 万 7,365 円については建設改良費からの流用により処理をいたしました。

第 6 項・基金積立金は、決算額 4 万 4,000 円で予算額と同額です。基金利息を積立金に組み入れるものでございます。なお、こちらも資料の中段の米印に記載のとおり、資本的収支の決算で、支出に対する収入不足分 1 億 6,714 万 3,376 円は、損益勘定留保資金により補填をいたしました。

次に、6 ページ、損益計算書をご覧ください。なお、損益計算書は消費税を含みません。

1、営業収益は 1 億 1,035 万 9,931 円、2、営業費用は 4 億 4,608 万 1,699 円で、差し引きして 3 億 3,572 万 1,768 円の営業損失となりました。

3、営業外収益は 4 億 2,023 万 1,610 円、4、営業外費用は 7,240 万 3,989 円で、差し引きすると 3 億 4,782 万 7,621 円のプラスとなり、これを営業損失と差し引きした 1,210 万 5,853 円が経常利益となりました。

5、特別利益は 3,655 万 6,257 円、6、特別損失は 386 万 2,165 円で、これらを経常利益から差し引きしました 4,479 万 9,945 円が令和 5 年度の純利益となります。

なお、下水道事業会計におきましては、一般会計からの基準外繰入れによる

補填を受けております。本来であれば純利益相当額の繰入れを減額すべきところではございますが、令和５年度においては公営企業法適用の初年度であること、また、純利益の大半が過年度分の消費税及び地方消費税の更生還付として特別利益であったことなどから、今年度に関しては減額を行わず翌年度予算において繰入額を調整することとし、減額返還を行わないこととして財政部局と協議をさせていただいたところでございます。

続いて、７ページの貸借対照表をご覧ください。

まずは、資産の部でございます。

１、固定資産合計は104億4,960万5,659円です。内訳は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産でございまして、詳細は決算附属書類の18、19ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

２、流動資産合計は２億7,313万62円です。内訳は、現金預金、未収金でございます。

この固定資産と流動資産を合わせた資産合計は107億2,273万5,721円となります。

次に、８ページ、負債の部をご覧ください。

３、固定負債合計額は49億9,597万5,278円でございます。内訳は企業債です。

４、流動負債合計額は４億3,203万5,796円で、内訳は、企業債、未払金、引当金でございます。

なお、（１）の企業債は、先ほど上水道と同じく翌年度元金償還額分の固定負債から流動負債として振り替えているものが計上されております。

５、繰延収益合計額は47億2,331万4,579円で、内訳は、長期前受金及び長期前受金収益化累計額となっております。

この固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は101億5,132万5,653円となります。

続いて下段、資本の部です。

６、資本金合計額は４億500万3,178円で、内訳は、自己資本金です。

7、剰余金合計額は1億6,640万6,890円です。内訳は、資本剰余金と利益剰余金で、この資本金と剰余金合計を合わせた資本合計が5億5,141万68円となります。

最後に、この負債合計101億5,132万5,653円と資本合計5億5,141万68円を合わせた負債資本合計が107億2,273万5,721円となり、資産合計と一致してまいります。

次に、9ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

この計算書は、上水道と同じく発生主義に基づき作成される損益計算書、貸借対照表とは別に、現金の収入・支出に関する経営状況を把握するために作成するもので、資金期末残高2億4,468万8,280円は、7ページ貸借対照表の現金預金の金額となります。

続いて、10、11ページの剰余金計算書をご覧ください。

下水道事業会計は、令和5年度から公営企業法の適用となったため、前年度の処分はございませんでした。令和5年度における資本金、剰余金の変動額を差し引きした結果が、表の最下段の当年度末残高となり、こちらが8ページの貸借対照表におけます資本の部の各項目合計と一致しております。

それから、10ページ下表の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。こちらにつきましても、先ほどの本定例会におきまして処分の議決をいただきましたので、この（案）を削除し、同処分案のとおり会計処理を行わさせていただきます。

以降、決算附属書類、ページで言うと12ページ表紙からですが、以降につきましては、事業の報告書、収益費用の明細書、固定資産明細書、企業債明細書、重要な会計方針等に係る注記等を書かせていただいています。令和5年度の主な事業報告と決算書の補完書類となりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

以上で令和5年度明和町下水道事業決算に関する説明を終わります。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、北岡代表監査委員に意見書の補足説明を求めたいと思います。

北岡代表監査委員、登壇願います。

（代表監査委員 北岡 信宏 登壇）

○代表監査委員（北岡 信宏） 議長より指名をいただきましたので、令和5年度決算審査の補足説明をさせていただきます。

その前に、私ずっとマスクをさせてもらってんですけども、これはコロナのためではなくて、以前ちょっと口腔がんになりまして、その処置としてこちらの顎を切断するという手術を受けまして、完全に麻痺していますので、傷口もむごたらしいし、この辺から何かこぼれたりしますので、マスクの着用をご容赦いただきます。

それでは、ただいま上程されました令和5年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計についての審査意見書は、議案書に添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

日常業務に併せ業務多忙の中、去る7月10日から11日間の日程で、江監査委員と共に令和5年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算と、各基金の運用状況の審査を実施いたしました。

審査に当たっては、関係課長より決算概要や主な事業の成果について説明を説明を受けた後、係長及び職員さんからの説明とともに、関係諸帳簿あるいは証拠書類等の照合を行いながら慎重に実施した結果、計数的には誤りなく処理されていることを認めましたので、ここにご報告させていただきます。

審査の中で、特に今後の行政運営に生かしていただきたい、または留意すべきだと思われる事項について補足させていただきます。

まず、歳入面では、毎年、議員の皆様からも指摘がされております町税、保険料、貸付金及び使用料などの収納状況については、混迷する社会経済状況を反映し、住民の生活が苦しさを増す中、今後一層厳しくなる状況が予想されます。担当所管課はもちろんのこと、職員全体の問題として捉え、未収金回収に

向け今後も継続してより一層の努力を願うものです。

なお、町税の収納状況は、過年度滞納分を含めると収納率95.58%で、昨年度に対して0.39ポイント下がりはしましたが、過去5年間ににおいては高い水準で推移をしております。なお、滞納繰越し分については、前年に比較し収納率は改善していますので、引き続き税負担の公平性、受益者負担の観点から、納税・納付に対する理解を求め、継続して取組をお願いしました。

次に、歳出については、事務的な細かな指摘事項は各課長をはじめ全職員に周知していただくよう申入れをしましたが、特に、予算計上の趣旨を十分理解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的で健全な予算執行に当たられるよう要請をいたしました。

歳入歳出全般的には、現在の町の財政状況を考えると、適正運営に努められていると認めますが、一般会計や企業会計、特別会計の性質を十分に検証し、特に企業会計や特別会計への繰出金においては、今後十分な精査をお願いしたいと思います。

次に、単年度収支は令和5年度においても黒字でありましたが、経常収支比率は101.4%で、いわゆる弾力性を失っております。昨今の状況を考えますと、緊急的な財政出動も多く、今後の財政運営により一層の努力をお願いするものです。

ここでちょっと経常収支比率についてご説明させていただきますけれども、通常、民間の企業では経常収支比率が100以上あると良好なんですけれども、役所の場合は、割り算が分母と分子が逆転しまして、下、分母が収入で、支出が分子になっておる関係で、収入100に対して101の支出があったということなんです。つまり余裕はないということなんです。

通常だと、この比率は7割か8割ぐらいが指摘値と言われているのですが、もし明和町がこの数値が80%だったとすると、残りの20は政策的経費に充てられたということです。町長の政策経費、あるいは議員先生の要望による事業に使うことができた、それが全く身動き取れない状況になっておるとい

うふうなことでございます。

今までは良好な数値を示しておりまして、良好といっても9割、去年は89.4だったのですけれども、この小さな町で、元々経常収入が少ないですから、9割もあれば十分だというふうに思っておりましたけれども、今回、経常支出を一つずつそれぞれ正確に見直していただいて、現実に近い正確な数字を出していただきました。これは財政課の皆さんに敬意を表するところでございます。

次に、町債の累積額を全会計含めると184億4,000万円、このことは後世にこの借金を返済してもらわなアカンということになりまして、あまりこれが多いと好ましくないところです。

財政の比率の中で、将来負担比率というのがあるんですけれども、借金が多いものですから、明和町はこの比率が79.1%になっております。当町と同じぐらいの規模の他の自治体の平均の比率を見せると0%なんです。ということは、かなりひどいということになりますので、今後も借金をするときは、目的があり、長期にわたって数年間にわたって使うインフラなどのために借金をするならやむを得ないんですけれども、それ以外の借金については慎重に取扱いをお願いいたします。

基金残高については、去年の取崩しが増額しました。5年前に比較すると全体としては増加しておりますが、今後も将来的な公共施設の建替えなどが考えられる中、取崩しについては慎重に対応されるよう重ねて要請いたしました。

次に、人事管理についてなんですけれども、10日ぐらいの決算審査の中で、職員さんといろいろ仕事のことを教えてもらったりしていたのですけれども、日頃の業務をやっていく上で人が少なくて、1人でたくさんの仕事を抱えてもらっというふうな現状を感じられましたので、職員の健康管理の推進に向けては、時間外勤務の抑制、あるいは振替え、また年次有給休暇の取得に努めるとともに、法改正などにおいて増大する業務に対応するため、必要に応じた適正な人員配置を進めるよう提言をさせていただきました。

次に、地方自治体の役割は、明日の状況も予測し難い混迷した社会状況の中

において、地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を守り続けていかなければなりません。また、時代は様々な点で従来の枠組みから新たな時代の枠組みへの変革を求めており、各事業を含めた施策の見直しと改善、職員の意識改革が求められております。

明和町においても、第6次総合計画の基本理念でありますところの「みんなでつくるまちづくり」を目指し、残すものは残し、変えるものは大胆に変える行政と、地域住民が一体となった住民協働のまちづくりを推進していただけるよう要望し、補足説明とします。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、決算特別委員会を設置し、詳細な審査をいただく予定ですので、質疑は一括上程した全認定について、町長の説明の範囲を対象に行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで一括上程した認定の質疑を終わります。

◎決算特別委員会への付託

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

一括上程した各議案について、さらに詳細な審査を願うため、先日ご協議いただきましたように、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

○議長（奥山 幸洋） 委員名簿を配付する間、暫時休憩をします。

(午前 11時 21分)

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 22分)

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選

任することに決定しました。

◎決算特別委員会正副委員長の選任

○議長（奥山 幸洋） ただいま決定しました決算特別委員会の正副委員長の選任につきましては、慣例によりまして総務産業常任委員会の正副委員長を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

決算特別委員会委員長に 下 井 清 史 議員

副委員長に 高 橋 浩 司 議員

を選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は、９月10日、11日、12日のそれぞれ９時から開会をいたします。

◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 24分）